

令和8年度 相模原市受託

# 市民後見人

「後見人」として  
あなたの力を活かしませんか？

参加費  
無料！

## 養成研修説明会



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

相模原市社会福祉協議会では、認知症等によって判断能力が十分でない方を、同じ地域の住民という身近な立場で支える「市民後見人」の養成研修を実施します。研修受講にあたっては、動画配信又は各会場で実施する説明会にご参加いただき、申込書類を提出いただくことが必要となります。

社会貢献に意欲のある方、市民後見人の活動に関心がある方、活動したい方は、ぜひ説明会にご参加ください。

### 内 容

- 成年後見制度の概要
- 市民後見人養成研修の説明(内容、スケジュールなど)

### 対 象 者

市内在住の25歳以上の方

### 申 込 期 間

4月21日(火)～5月8日(金)

### 参 加 方 法

動画配信および会場参加のいずれか

#### ◆動画配信での参加◆

申込方法:「申し込みフォーム」からお申込みください。  
記入いただいたアドレス宛に動画視聴のURLを送ります。  
視聴期間中にURLから動画を視聴してください。  
視聴期間:5月1日(金)から5月18日(月)まで  
※申込フォームは横のQRコードからアクセスできます。

申し込み  
フォーム



※申込開始まで  
アクセスできません

#### ◆会場への参加◆

申込方法:電話、メールまたは「申し込みフォーム」にてお申し込みください。  
電話の受付時間は平日の9時～17時です。(電話番号は裏面に標記しています)  
定 員:30名(申込順)

日 時	会 場
5月12日(火) 午前10時～11時30分	あじさい会館 3階 研修室 (中央区富士見 6-1-20)

※当日30分前より開場となります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

## ◆「成年後見制度」、「市民後見人」って？◆

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産の管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

市民後見人とは、成年後見活動を行うために必要な知識を身に付け、家庭裁判所に成年後見人等として選任された市民のことです。相模原市では、約7か月の研修(効果測定あり)を経て、家庭裁判所の選任を受けた方が市民後見人として活動を行っています。

## ◆「市民後見人」は、どんな活動をするの？◆

判断能力が十分でない方に代わって、身体の状況等に配慮しながら財産管理や契約行為を行います。

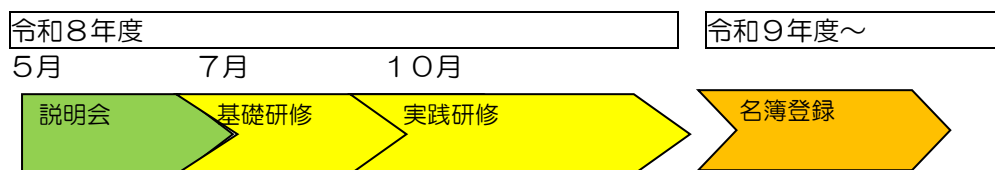
【たとえば・・・】

- ・定期的な訪問による生活状況の確認
- ・税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払い
- ・必要な介護サービスの契約 など

※成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を成年被後見人等から得ることができますが、相模原市では、市民後見人をボランティア活動として位置付けており、報酬を受けないことを条件としています。

## ◆研修の期間は、どのくらい？◆

研修は基礎研修から現場研修まで4段階に分かれ、履修期間は約7か月になります。



※基礎研修は、期間中に動画による研修と月1～2回のスクーリング、及び試験があります。

実践研修は、月2回ほどの講義・グループワークの他、現場訪問等の実施を2回ほど予定しています。

## ◆ 申込み ・ 問合せ先 ◆

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター

電話: **042-756-5034** ファックス **042-759-4382**

メール: [anshin@sagamiharashishakyo.or.jp](mailto:anshin@sagamiharashishakyo.or.jp)